

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」
答申(案)に対する意見及びその考え方(案)

平成27年9月14日
情報通信審議会
電気通信事業政策部会

「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」
答申(案)に対する意見及びそれらに対する考え方(案)

総論

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見1-1 長期増分費用方式は、引き続き適用していくことが適当。	考え方1-1	
○ 長期増分費用方式(以下、LRIC方式といいます。)は、客観性、透明性に優れたモデルを通じて算定されるものであり、NTT東西に対するコスト削減インセンティブ、競争環境を維持していく上で重要な役割を果たしており、引き続き適用していくことが適当と考えます。 (フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)	○ 賛同の御意見として承る。	なし
意見1-2 適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかになった場合には、水準の抑制を図るため、追加的な補正措置を講じるなどが必要。	考え方1-2	
○ 現在の電気通信市場は、答申案にある通り、固定電話(加入電話+ISDN)の契約者数が平成25年度末時点で3,000万加入近くまで減少する一方、IP電話の契約者数は約3,378万件と固定電話(加入電話+ISDN)の契約者数を平成25年度中に上回る状況となっています。このようなPSTNからIP網へのマイグレーションの進展により、PSTNのトラフィックは減少を続けており、平成27年度のPSTN接続料は、GC接続、IC接続共に前年度に比べて大幅に上昇しています。このまま従来通りの算定方式に基づいてPSTN接続料の算定を続けた場合、今後もPSTN接続料が上昇し続けることは明らかなです。 このような接続料水準の高騰は、ユーザー利便に影響を与えるものであり、PSTNを利用し続けるユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーションを進めるため、有力な移行先であるOABJ-IP電話(ひかり電話)の接続料水準から大きく乖離しない程度にPSTN接続料の高騰を抑制しなければなりません。 今回、現行モデルの見直しによって、PSTN接続料は一時的に上昇が抑制されることが想定されますが、現行モデルを使い続ける限り、上昇傾向に変わりは	○ 答申(案)に示したとおり、加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも考えられることから、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかとなった場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である。	なし

<p>ないため、今回見直しを行った現行モデルについては、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化し、接続料水準が急激に上昇することが明らかになった場合には、水準の抑制を図るため、追加的な補正措置を講じるなどが必要と考えます。</p> <p>また、固定電話市場の主流がIPに移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークはIP網であるため、今回適用が見送られたIP-LRICモデル(以下、「IPモデル」という。)における諸課題や留意事項について整理し、速やかに現行モデルからIPモデルへ移行すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見1-3 PSTNの接続料規制を撤廃していただきたい。少なくとも今回、長期増分費用方式から実際費用方式(実績原価)へ見直しを行うべき。</p>	<p>考え方1-3</p>	
<p>○ 今回、答申(案)において「加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP電話や携帯電話の契約数は増加傾向にあり、PSTNを取り巻く環境は、大きな変化の時期にある。」「電気通信分野における競争の中心が固定電話から携帯電話に移行し、また、固定電話・携帯電話を問わずネットワークのIP化が進んできていることを踏まえれば、NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。」とされたことは適切であると考えます。</p> <p>情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、移動通信の高速ブロードバンド化の進展、FMC市場の拡大、グローバルプレイヤーによる端末とアプリケーションサービスの一体提供等により、市場環境・競争環境の急激なパラダイムシフトが進んでいます。</p> <p>その中で、音声通信サービスを取り巻く環境は、携帯電話ユーザの拡大(約1.5億ユーザ)に加え、LINE等による音声アプリケーションやコミュニケーションサービスの提供等により、コミュニケーションの手段が多様化しており、サービス提供事業者がNTTのみであった電話時代から大きく変わってきています。</p> <p>現に、長期増分費用方式が導入された平成12年度に約70億時間だった音声通信サービスの総トラヒックは約50%も減少し、特に、固定電話(PSTN)に</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、客観的なモデルに基づきコスト計算を行う現行の長期増分費用方式により、これまでPSTNに係る接続料原価が一貫して低廉化し、既存事業者の実際のネットワークに内在している非効率性を排除することにつながっているなど、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献しているものと認められる。</p> <p>このように、接続料算定の透明性や公正性を確保することは引き続き重要であり、現時点では、これらを十分に担保し得る適切な代替方式は見当たらない。</p> <p>したがって、平成28年度以降の加入者交換機能や中継交換機能に係る接続料の算定方式として、実際費用方式を採用することは、現時点においては適当ではなく、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適当である。</p>	<p>なし</p>

<p>係るトラヒックについては、約60億時間だったものが75%以上も減少し、そのうちのNTT東西の通話料収入だけでみれば、平成12年度から平成26年度に▲90%以上(▲約1兆円)と著しく減少しております。</p> <p>今後も、PSTNに係る市場規模はますます縮小し、PSTNの接続料水準が情報通信市場全体に与える影響や重要性は一層小さくなっていくと想定されることから、当社としては、PSTNの接続料規制を撤廃していただきたいと考えます。</p> <p>仮に、接続料規制が撤廃されるまでの当面の措置として、接続料規制を継続せざるを得ないとしても、今回の答申(案)で適当とされている長期増分費用方式については、その前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」状況にはもはやないこと等から、PSTNの接続料算定に用いることは不適切であり、適切なコスト回収・原価算定が図れるよう、少なくとも今回、長期増分費用方式から実際費用方式(実績原価)へ見直しを行うべきと考えます。</p> <p>なお、長期増分費用方式による接続料原価は、実際費用を約500億円も下回っている状況(平成25年度)にあります。需要が急激に縮小する中、実際ネットワークにおいて、モデルのように、需要減に応じて小規模な装置への更改や装置台数の削減を瞬時に行うことは不可能であり、このような大きな差分を更なるコスト削減努力によって解消することは到底できないところです。今後の音声接続料全体に係る制度の在り方を検討するにあたっては、この差分が益々拡大していくことが避けられないことを踏まえる必要があると考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)</p>		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第2章 平成28年度以降の接続料算定方式について

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見2-1 IPモデルのケースAを適用することが適当。	考え方2-1	
○ IPモデルは、①LRICモデルの基本事項に対して改良モデルよりも一層適合していること(最も低廉で最も効率的、外国モデルとの整合性)、②IPモデルのケースAにおいては、同時接続制限機能が反映されていないものの、類似設備を参考にしてコスト算定することも可能と考えられること、③PSTN経由の通話量	○ 答申(案)に示したとおり、ケースAは改良モデルに比べ低廉である一方、音声品質を確保する具体的な方式やコストを整理する必要があり、接続料算定に適用するモデルとしては、大きな課題が残されていると考える。	なし

<p>が減少、接続料が上昇し続けている状況下、後述のとおり接続料を抑制する必要があること、以上の観点から、IPモデルのケースAを適用することが適当と考えます。</p> <p>○ 接続料の上昇に伴う影響は、固定通信事業者が提供するマイラインサービスへ特に大きく受けています。マイラインサービスは、必ずPSTN側から発信があり、PSTN側へ着信することもできる、PSTNを経由することが最も多いサービスと言え、現状においても接続料が利用料(市内通話:8円/3分)を上回る、言わば逆鞘の通信呼が発生することもあり、接続料が上昇するほど当該ケースはより多く発生し、サービスの不採算化へと至らせることとなります。</p> <p>採算悪化に至った場合には、接続事業者としては「利用料の値上げ」あるいは「サービス撤退」の決断を迫られることになり、何れにしても利用者に対する影響は避けることができないため、継続的に接続料抑制を検討していく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: center;">(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>		
<p>意見2-2 引続きLRIC方式を用いることに賛同。早々に課題や留意事項を整理し、IPモデルを適用すべき。</p>	<p>考え方2-2</p>	
<p>○ 長期増分費用方式(以下、「LRIC方式」という。)は、算定プロセスにおける客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除、及び、接続事業者参加型のモデル構築などの面から、有効に機能しています。また、LRIC方式に代わる透明性や公平性を確保する方式は現時点では存在しないものと考えます。したがって、引続きLRIC方式を用いることに賛同いたします。</p> <p>○ 今回、適用される改良モデルについては、最新の事態を十分に取り込んだものという面はあるものの、接続政策委員会での予測でも、過去最高となった平成27年度のGC接続の接続料水準(5.8円/3分)を、平成28年度には上回る(5.7~5.9円/3分)可能性があり、改良モデルでは、PSTN接続料の高騰は抑制できません。</p> <p>固定電話市場の主流がIPになる中、最新の技術を用いて、最も効率的にネットワークを構築できるのはIP網であることから、早々に課題や留意事項を整理し、IPモデルを適用すべきと考えます。</p>	<p>○ 平成28年度以降の算定方式として、長期増分費用方式を用いることについては、賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、答申(案)に示したとおり、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IPモデルの適用可能性についても、継続して検討を行っていくことが適当である。</p> <p>その際には、いただいた御意見も参考として、更に検討を進める必要があると考える。</p>	<p>なし</p>

<p>○ 音声品質確保するための方式については、ネットワークで同時接続制限機能を代替して実現(ケースB)した場合、明らかに過剰な費用がかかるため、ソフトウェアで同時接続制限機能の実現(ケース A)を図ることが適当と考えます。その際、ソフトウェア費用は、音声収容装置の機能追加の実績等から費用を推計して、モデルに組み込むべきであると考えます。</p> <p>また、IPモデルでは算定できないアンバンドル機能(中継伝送専用機能等)については、現行モデルを用いて算定するなど、恣意性を排除した算定方法を検討することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI株式会社)</p>		
<p>意見2-3 長期増分費用方式ではなく、実際費用方式(実績原価)として頂きたい。仮に長期増分費用方式を用いてPSTN接続料の算定を行う場合であっても、PSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルを適用することは、原価に対して適正な接続料とはならず、不適切。</p>	<p>考え方2-3</p>	
<p>○ 前述のとおり、固定電話(PSTN)に係るトラフィックが大きく縮減しており、既に長期増分費用方式の前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」等の状況にはもはやないこと等から、長期増分費用方式をPSTNの接続料算定に用いることは不適切であるものと考えます。</p> <p>また、長期増分費用方式を採用する理由として、「ボトルネック設備を設置する事業者の非効率性を排除し、接続料算定の透明性を担保する方式として有効に機能している」ことが挙げられています。</p> <p>しかしながら、当社としてはこれまで、事業を継続・発展させていく当然の企業努力として、大規模な経営効率化(構造改革等)を推進し、OS会社化による賃金水準の大幅な切り下げ、希望退職の実施、新規採用の凍結、年金の給付水準の引き下げ、物件費の効率化等、あらゆるコスト削減に取り組んできたところです。接続料の対象となる管理部門コストについても、固定電話網の新規投資の原則停止、113受付業務の集約、相互接続業務の集約等の施策によりコスト削減に取り組み、長期増分費用方式導入当初の平成12年度において約1.3兆円であったコストを、平成26年度においては▲約8割減の約2,900億円にまで削減してきており、効率的な事業運営を実施してきております。</p> <p>以上を踏まえ、接続料の算定方式としては、長期増分費用方式ではなく、実</p>	<p>○ 長期増分費用方式については、考え方1-3のとおり。</p> <p>なお、IPモデルについては、現時点では答申(案)に示したモデルは大きな課題が残されており、直ちに適用し得ないが、「最も低廉で効率的な設備と技術を用いて構築した場合」とする長期増分費用方式の基本的な考え方を踏まえれば、将来的には接続料算定に適用し得るものと考えられる。</p> <p>一般に事業者のネットワークについては、今後もIP化が進展していくことが想定され、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IPモデルの適用可能性についても、継続して検討を行っていくことが適当である。</p>	<p>なし</p>

<p>際費用方式(実績原価)として頂きたいと考えます。</p> <p>○ 仮に長期増分費用方式を用いてPSTN接続料の算定を行う場合であっても、PSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルを適用することは、原価に対して適正な接続料とはなりえず、不適切であると考えており、答申(案)において、IPモデルの適用が見送られたことは、妥当であると考えます。</p> <p>○ PSTNに係る市場規模は今後ますます縮小し、PSTNの接続料水準が情報通信市場全体に与える影響や重要性は一層小さくなっていくものと想定されることから、当社としては、PSTNに係る接続料規制を撤廃いただきたいと考えます。</p> <p>仮に、接続料規制が撤廃されるまでの当面の措置として、接続料規制を継続せざるを得ないとしても、長期増分費用方式については、その前提である「高度で新しい電気通信技術の導入によって、電気通信役務の提供の効率化が相当程度図られる」状況にはもはやないこと等から、PSTNの接続料算定に用いることは不適切であり、適切なコスト回収・原価算定が図れるよう、少なくとも、長期増分費用方式から実際費用方式(実績原価)へ見直しを行うべきと考えており、原価に対して適正な接続料とはなりえないIPモデルの検討を進めるべきではないと考えます。</p> <p>○ 当該措置は、最新の需要に応じた設備を新たに構築し、その投資額を耐用年数で平準化して年間コストを算定するという長期増分費用方式の前提とは相容れないものと考えられることから、仮に改良モデルを適用して長期増分費用方式での接続料算定を行う場合であっても、当該補正については、取り止めるべきと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)</p>		
<p>意見2-4 引き続き LRIC 方式を適用すべき。接続料原価全体に占める割合等も考慮し判断すれば、平成 28 年度以降の接続料算定に適用するモデルとして、IP-LRIC モデルを採用することも可能。</p>	<p>考え方2-4</p>	
<p>○ 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)の固定電話シェアは、依然として高く、約73%(※)を</p>	<p>○ 考え方2-2のとおり。</p>	<p>なし</p>

<p>占めています。長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式は、固定電話分野の競争が不十分なことからこの方式が導入され、接続料算定の客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除等に寄与してきたと考えます。</p> <p>したがって、平成 28 年度以降の接続料算定方式は、引き続き LRIC 方式を適用すべきと考えます。</p> <p>※出典：電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 26 年度第 4 四半期(3 月末)) (平成 27 年 6 月 23 日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000092.html</p> <p>○ 音声品質を確保するための具体的な方式については、KDDI 株式会社殿から、過去のソフトウェア開発費用実績等を基に接続料原価に占める割合は極小規模なものであるとの推計が示されています。このように接続料原価全体に占める割合等も考慮し判断すれば、平成 28 年度以降の接続料算定に適用するモデルとして、IP-LRIC モデルを採用することも可能と考えます。モデルの精緻化を追求するあまり、本来の目的である非効率性を排除したコスト算定モデルの変更・導入を先送りするべきでないと考えます。</p> <p>なお、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」答申(案)(以下、「本答申案」といいます。)で示されたように、IP 網のアクセス回線収容方法や緊急通報に係る機能等の実現方式の詳細を検討するためには、NTT 東西殿から具体的な計画が示されることが不可欠です。総務省殿から、NTT 東西殿へ早期の情報開示を要請し、次々期モデル検討が円滑に進められるようにして頂きたいと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見 2-5 引き続き長期増分費用方式を用いることに賛同。PSTN から IP 網への移行の進展を踏まえ、引き続き IP モデル(ケース A)の課題解決に向けた取り組みを継続することが適当。</p>	<p>考え方 2-5</p>	
<p>○ 平成 28 年度以降の接続料算定方式において、引き続き長期増分費用方式を用いることに賛同いたします。</p> <p>実際費用方式は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際にかかった費用を元にするため、NTT 東西殿の費用に依存する ・透明性・公平性が確保できない 	<p>○ 平成 28 年度以降の算定方式として、長期増分費用方式を用いることについては、賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、答申(案)に示したとおり、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IP モデルの適用可能性についても、継続して検討を行っていくことが</p>	<p>なし</p>

<p>との理由から、適当ではないと考えます。</p> <p>一方、長期増分費用方式は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続料算定の最も効率的なモデルであり、無駄な費用が省ける ・透明性・公平性が確保できる <p>との理由から、適当であると考えます。</p> <p>○ 平成 28 年度以降の長期増分費用方式に基づく接続算定においては、改良モデルを適用することに賛同いたします。</p> <p>IP モデル(ケース A)については、現行モデルに比べて接続料が大幅に低廉化するものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声品質確保のためのコストの在り方 ・アンバンドル機能の一部が算定不可能 <p>等の未解決の課題があるとの理由から、平成 28 年度の適用には時期尚早であり、現行モデルよりもより実態に即している改良モデルが適当であると考えます。</p> <p>しかしながら、改良モデル適用によりコストは低廉化するものの、トラヒックの減少により接続料は増加傾向にあるため、接続料の増加を抑制するための仕組み導入を希望いたします。</p> <p>なお、PSTN から IP 網への移行の進展を踏まえ、引き続き IP モデル(ケース A)の課題解決に向けた取組みを継続することが適当であると考えます。</p> <p>(九州通信ネットワーク株式会社)</p>	<p>適当である。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------	--

第3章 NTSコストの扱い

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見3-1 き線点RT-GC間伝送路コストは、原則どおり基本料原価で負担すべき。	考え方3-1	
○ 平成 27 年度の LRIC 接続料原価において、き線点RT-GC間伝送路コストは GC 機能の接続料原価のうち約 30%も占めており、接続事業者にとって非常に重い負担となっている現状、原則どおり基本料原価で負担すべきと考えます。	○ 答申(案)に示したとおり、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲ではなく接続料原価としている点については、ユニバーサルサービス制度に係る事業	なし

<p>原則どおり、き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から控除することを検討すべく、接続政策委員会とユニバーサルサービス政策委員会との間で審議していただきたく存じ上げます。審議に当たっては、基本料原価で全部負担ではなく一部負担する等の折衷的な結論も見出していけるのではないかと考えられます。</p> <p>現在の算定法は、利用者負担の抑制を図って、NTS コストの一部(き線点RT-GC間伝送路コスト)を接続料原価へ算入したものとなりますが、一方のユニバーサルサービス料は、当初の7円/月(平成22年度認可分)から現在では2円/月(平成26年度認可分)へと低減されて目的は達成されていると言えます。ユニバーサルサービス料が1円/月へ至る前に接続料原価からの控除を対応すべきと考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から補てん対象額の算定方法を当分の間変更することとされたことに起因するものである。</p> <p>このため、今後、総務省において、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方を見直すこと等により、利用者への転嫁の抑制を図りつつ、き線点RT-GC間伝送路コストの取扱いについて検討することが適当であると考えられる。</p>	
<p>意見3-2 本来、NTSコストは基本料に算入すべきであり、接続料原価から控除するのが原則。</p>	<p>考え方3-2</p>	
<p>○ 本来、NTSコストは基本料に算入すべきであり、答申案のとおり、接続料原価から控除するのが原則と考えます。接続料原価へのNTSコスト一部再算入は、利用者負担抑制の観点から、暫定的措置として行われていますが、ユニバーサルサービス制度導入時と比べ、ユニバーサルサービス料も低廉となっております。</p> <p>つきましては、利用者に対し過度の負担とならないよう、ユニバーサルサービス料の状況を注視しつつ、NTSコストの接続料原価算入見直しについて検討すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 考え方3-1のとおり。</p>	<p>なし</p>
<p>意見3-3 き線点RT-GC間伝送路コストは、今後、ユニバーサルサービス基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ない。</p>	<p>考え方3-3</p>	
<p>○ NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストについては、平成19年度に、利用者負担(ユニバーサルサービス料)の抑制を図る観点からユニバーサルサービス基金制度の補填対象額の算定方法の見直し(ベンチマーク:全国平均⇒全国平均+2σ)に伴い、接続料の原価に算入するとしたものです。</p> <p>したがって、き線点RT-GC間伝送路コストは、今後、ユニバーサルサービス基金制度を見直さない限り、引き続き接続料の原価とせざるを得ないものと考え</p>	<p>○ 賛同の御意見として承るが、今後、総務省において、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方を見直すこと等により、利用者への転嫁の抑制を図りつつ、き線点RT-GC間伝送路コストの取扱いについて検討することが適当であると考えられる。</p>	<p>なし</p>

<p>ます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)</p>		
<p>意見3-4 NTSコストであるき線点RT-GC間伝送路コストは、原則通り接続料原価から控除し、その他のNTSコストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収するようにすべき。</p>	<p>考え方3-4</p>	
<p>○ き線点 RT-GC 間伝送路コストを当分の間の措置として接続料原価に再び算入することとした平成 19 年度答申の背景は、接続料低下により接続料負担額が減額となる一方、ユニバーサルサービス料の増額が見込まれたため、市場環境の変化や利用者負担の抑制を考慮したことによるものです。</p> <p>しかしながら、現在は、接続料水準が通信量の大幅な減少により上昇傾向にあり、ユニバーサルサービス料の番号単価が 8 円から 2 円にまで低廉化しており、き線点 RT-GC 間伝送路コストが接続料原価に加算された当時と全く逆の環境にあります。</p> <p>したがって、NTS コストであるき線点 RT-GC 間伝送路コストは、原則通り接続料原価から控除し、その他の NTS コストと同様に、基本料の費用範囲の中で回収するようにすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 考え方3-1のとおり。</p>	<p>なし</p>
<p>意見3-5 き線点RT-GC間伝送路コストは、基本料での回収が原則であるため、他のNTSコストと同様、接続料原価からの控除を要望。</p>	<p>考え方3-5</p>	
<p>○ き線点 RT-GC 間伝送路コストは、基本料での回収が原則であるため、他の NTS コストと同様、接続料原価からの控除を要望いたします。</p> <p>現在の取扱いは、平成 19 年の答申において「当分の間の措置」として整理されたものであり、既に「当分の間」の期間は経過しているため、速やかな見直しが必要であると考えます。</p> <p>また、現在のユニバーサルサービス料は、平成 18 年導入時点の 7 円から、現在は 2 円まで低廉化されています。</p> <p>当該コストを基本料原価に算入した場合の利用者負担額の増加水準を試算いただき、事業者も含めた上での検討を希望いたします。</p> <p>○ き線点 RT-GC 間伝送路コストの接続料原価からの控除について、引き続き検討するとの考え方に賛同いたします。</p>	<p>○ 考え方3-1のとおり。</p>	<p>なし</p>

<p>しかしながら、ユニバーサル制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方の見直しについては、事業者の経営に対し大きな影響を与える可能性があることから、慎重な検討をお願いいたします。</p> <p>(九州通信ネットワーク株式会社)</p>		
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第4章 接続料算定に用いる入力値の扱い

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見4-1 前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを、継続していくことが適当。	考え方4-1	
○ 答申案にて取り纏められた、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものは、同期間ならびに当年度の実績通信量と比べても乖離幅が小さいこと、また制度安定性の観点から継続していくことが適当と考えます。 (フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)	○ 賛同の御意見として承る。	なし
意見4-2 接続料算定に用いる通信量についても、恣意性排除や、予見性確保のため、入力値としては、実際に把握可能な過去実績値を用いるべき。	考え方4-2	
○ 一部予測値を用いる現行手法について、トラヒック傾向が安定している状況では、一定の合理性があるものと考えられますが、PSTNからIP網へのマイグレーションの更なる進展等により、トラヒック傾向が今後も安定するとは限りません。さらに、接続料算定に用いる通信量についても、恣意性排除や、予見性確保のため、入力値としては、実際に把握可能な過去実績値を用いるべきと考えます。 (KDDI株式会社)	○ 接続料算定に用いる通信量については、予見性確保等の観点から適用年度開始前に接続料を設定することが適当であり、また、適用年度開始前に実績値を把握することは不可能であることを考慮すれば、可能な限り適用年度に近く、信頼性のある予測通信量を採用することが適当である。 答申(案)に示したとおり、接続料算定期間における予測通信量の扱いについて検討を行ったところ、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量」を採用することが適当であると考えます。	なし
意見4-3 接続料の算定には、適用年度の予測通信量を用いるよう見直すべき。	考え方4-3	
○ 「前年度下期+当年度(以下、適用年度)上期予測」通信量を用いて接続料を算定する現在の方法では、適用年度と算定期間が半期ずれるため、需要の減	○ 一般的に、接続料算定に用いる通信量の計測期間に占める予測期間が長期化するほど、予測精度は低下する	なし

少が続く中、必然的に回収額の乖離が発生する構造となっており、現に約100億円の未回収額が発生(平成25年度実績)しています。しかしながら、本来、接続料金については、適用年度に要したコストを適切に回収する観点から、適用年度のコスト・需要を用いて算定することが適切であると考えます。現に、実際費用方式を用いて接続料を算定する場合も、実績原価方式については、適用の前々年度の需要及び原価を用いて算定していますが、適用年度との乖離額は、乖離額調整制度により適切に回収できる仕組みが設けられており、将来原価方式についても、適用年度の需要及び原価を予測して接続料を算定する等、適用年度に要したコストを適切に回収できる仕組みとなっているところです。

また、過去の実績通信量をもとに、予測値と適用年度の実績値との乖離幅を比較してみると、「前年度予測」、「前年度下期+適用年度上期予測」と比べ、「適用年度予測」の通信量が適用年度の実績通信量との乖離が最も少ないという結果になっています。

・予測と実績の乖離（H28年度 仮定値・トラヒック）

	実績 〔H27.3〕		予測		実績 〔H27.3〕		予測	
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測
適用年度 予測 〔12ヶ月予測〕		37,478	+1.3%			1,141	+1.8%	
前年度下期 +適用年度上期 予測 〔7ヶ月実績+5ヶ月予測〕	37,000	38,925	+7.8%	1,121	1,219	+8.8%		
適用前年度 予測 〔7ヶ月実績+3ヶ月予測〕		42,546	+15.0%		1,303	+18.3%		

以上を踏まえ、接続料の算定には、適用年度の予測通信量を用いるよう見直すべきと考えます。

(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)

一方、通信量の減少傾向が継続すると見込まれることを前提とすれば、接続料算定に用いる通信量の計測期間が適用年度から乖離するほど、通信量は大きく評価される。

このため、接続料算定に用いる通信量は、予測精度の観点から信頼性のあることを前提とした上で、可能な限り適用年度に近いデータを採用することが適当であるが、答申(案)に示したとおり、「当年度予測値」を用いた場合、「当年度通信量との乖離幅」は小さいものの、他の予測方法と比較して「予測値と実績値の乖離幅」は大きく、「前年度下期+当年度上期予測値」は「当年度予測値」と比較して信頼性が相当程度高いと認められる。

したがって、平成28年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したもの」を採用することが適当である。

意見4-4 引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を採用して頂くことを要望。光ケーブルの利用状況を毎年調査し、実態を適切に反映した経済的耐用年数とすべき。

考え方4-4

○ 接続料算定に用いる予測通信量の扱いは、本答申案において示されている通り、予測通信量と実績通信量の乖離が少なく、また接続料算定の安定性・継続性の観点から、引き続き「前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した予測通信量」を採用して頂くことを要望します。

○ 賛同の御意見として承る。
なお、答申(案)に示したとおり、光ケーブルの経済的耐用年数の算定方法については、引き続き、専門的な見地から適切に検討が行われることが適当である。

なし

<p>○ 光ケーブルの経済的耐用年数が、長期増分費用モデル研究会において、昨年7年ぶりに見直された結果、架空ケーブル及び地下ケーブルの経済的耐用年数は約2.5年延びました。光ケーブルは耐久性に優れており長期利用を想定して設計されている設備のため、光ケーブルの利用状況を毎年調査し、実態を適切に反映した経済的耐用年数とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
<p>意見4-5 引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することに賛同。</p>	<p>考え方4-5</p>	
<p>○ 平成28年度以降の接続料に用いる通信量として、引き続き、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することに賛同いたします。</p> <p>前年度下期と当年度上期の通信料を通年化したものは、他の2つの予測方法と比較して「当年度通信量との乖離幅」「予測値と実績値の乖離幅」共に乖離幅が小さく、入力値として適当であると考えます。</p> <p>また、現状において通信量の傾向に大きな変化は認められず、安定性・継続性の観点からも現行の入力値を適用すべきと考えます。</p> <p>(九州通信ネットワーク株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。</p>	<p>なし</p>

第5章 東西均一接続料の扱い

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見5-1 適時に東西別接続料の設定要否について検討を行うべき。</p>	<p>考え方5-1</p>	
<p>○ PSTNマイグレーションの進展に伴い、光IP電話サービスの契約数は更に増え続けていくことと見込まれますので、市場動向を注視の上、適時に東西別接続料の設定要否について検討を行うべきと考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、将来的には、PSTNのマイグレーションが行われることを踏まえれば、PSTNに係る接続料についても改めて東西別接続料の設定の要否について検討が必要となると考えられるが、その際には、社会的コンセンサスに配慮しながら検討を進める必要がある。</p>	<p>なし</p>
<p>意見5-2 東西別の接続料とすることが基本。ただし、現在は社会的要請により全国一律の接続料となっているため、国民のコンセンサスを得ながら東西別の接続料の導入について、検討を進めるべき。</p>	<p>考え方5-2</p>	

<p>○ 本来、接続料は会社固有のコストに基づいて設定されるべきものであり、IP電話ではすでに東西別の接続料を設定していることも踏まえれば、PSTNにおいても、東西別の接続料とすることが基本と考えます。ただし、現在は社会的要請により全国一律の接続料となっているため、国民のコンセンサスを得ながら東西別の接続料の導入について、検討を進めるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承る。</p>	<p>なし</p>
<p>意見5-3 東西均一接続料を継続する場合には、現行の東西交付金制度の継続、またはこれと同等の仕組みの導入が前提。</p>	<p>考え方5-3</p>	
<p>○ 従来、固定電話の市内通話はユニバーサルサービスに位置づけられており、全国均一料金で提供することに対する社会的要請が強かったこと、及び、東西別接続料金の導入がユーザ料金の東西格差に波及するおそれがあったことを踏まえ、東西均一接続料金が採用されてきたところですが、今後も、東西均一接続料を継続する場合には、西日本エリアにおける接続料コストの回収が可能となるよう、現行の東西交付金制度の継続、またはこれと同等の仕組みの導入が前提になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 東西均一接続料に係る現行の東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付(いわゆる東西交付金制度)の具体的な扱いについては、今後、総務省において検討されるべき事項である。</p>	<p>なし</p>
<p>意見5-4 IP電話の接続料は既に東西別に設定されており、PSTN接続料についても東西別接続料の導入を検討すべき。</p>	<p>考え方5-4</p>	
<p>○ NTT 東西殿は別会社であり、本答申案において「接続料規則における原価算定の原則や NTT 東西殿を別々の地域会社として設立した経緯からは、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当」とされているように、接続料の算定はそれぞれのコストに基づき算定されるべきと考えます。本答申案にもある通り、IP電話の接続料は既に東西別に設定されており、IP電話の契約者が固定電話の契約者数を上回っている現状を踏まえ、PSTN 接続料についても東西別接続料の導入を検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 接続料規則における原価算定の原則や NTT 東西を別々の地域会社として設立した経緯に照らせば、御意見のとおり、本来的には、東西別に接続料を設定することが適当である。</p> <p>しかしながら、答申(案)に示したとおり、現在、光 IP 電話サービスは、一般的にブロードバンドサービス等とともに提供されていることに対し、PSTN は音声に特化したサービスが主流であることから、現時点においては、PSTN と NGN を同一の観点から比較しうる状況にまでは至っていない。また、現行モデルを改良モデルに変更することによって、NTT 東西間の接続料格差に与える影響はほとんど見受けられないこと、接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響</p>	<p>なし</p>

	等についても、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められないことなどを勘案すれば、東西均一接続料を採用することが適当である。	
意見5-5 東西均一接続料を採用することに賛同。東西別接続料の採用は、公正競争の阻害につながることから、現行どおり東西均一接続料を採用すべき。	考え方5-5	
○ 平成 28 年度以降の接続料算定において、引き続き、東西均一接続料を採用することに賛同いたします。 答申案に記載のとおり、依然として NTT 東西殿の間で 20%以上の接続料格差が生じていることに加え、前回答申以降、東西別接続料に変更すべき大きな環境変化は認められていません。 この段階で、東西別接続料を採用した場合、全国系接続事業者は NTT 西日本殿の接続料が上がっても、NTT 東日本殿の接続料が下がるため、料金を据え置くことが可能である一方で、西日本地域の接続事業者は、接続料の値上げを吸収することができず、利用者料金に転嫁せざるを得ません。 このため、東西別接続料の採用は、公正競争の阻害につながることから、現行どおり東西均一接続料を採用すべきと考えます。 (九州通信ネットワーク株式会社)	○ 賛同の御意見として承る。 なお、将来的には、PSTN のマイグレーションが行われることを踏まえれば、PSTN に係る接続料についても改めて東西別接続料の設定の要否について検討が必要となると考えられるが、その際には、社会的コンセンサスに配慮しながら検討を進める必要がある。	なし

第6章 NGN接続料との加重平均方式の導入について

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見6-1 PSTN、NGNそれぞれの接続料原価、通信量を加重平均する方式と合わせて、NGNの接続料原価もLRIC方式で算出する等、接続料原価の算定方式も含めて引き続き必要な検討を行っていくことが適当。	考え方6-1	
○ 現行の接続料算定方式で算出されたPSTN、NGNそれぞれの接続料原価、通信量を加重平均する方式と合わせて、NGNの接続料原価もLRIC方式で算出する等、接続料原価の算定方式も含めて引き続き必要な検討を行っていくことが適当と考えます。 (フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)	○ 答申(案)に示したとおり、加重平均方式(PSTNとIP電話の双方の原価を合算し、それをPSTNとIP電話の需要で除すことで接続料を算定し、この接続料をPSTNとIP電話の双方に適用する方式)の適用によりPSTNとNGNに同一の接続料を設定することも合理的であると考えられるが、それぞれのネットワークの原価算定方式の在り	なし

	<p>方(長期増分費用方式とするか実際費用方式とするかなど)や算定すべきアンバンドル機能等、同方式の導入に当たって検討すべき課題も残されている。</p> <p>他方、今後、PSTNに係る需要の急激な減少やマイグレーションの実施等により、PSTNに係る接続料が急激に上昇する等、現行の接続料算定方式では適正な接続料を算定することが困難となった場合の対策案の一つとして導入することは考えられる。</p> <p>したがって、加重平均方式の導入については、導入の必要性やその導入が事業者及び利用者に与える影響を踏まえ、引き続き必要な検討を行っていくことが適当である。</p>	
意見6-2 加重平均方式導入の検討は時期尚早。導入の検討に当たっては、PSTN、NGNともにLRIC方式で接続料を算定した上で、加重平均すべき。	考え方6-2	
<p>○ NTT東西のマイグレーションの計画が具体化し、実行段階になった際には、PSTN接続料の急激な変動が想定されることから、プライシングの観点から、加重平均方式の是非を検討することは必要ですが、現時点では、マイグレーションの計画も具体化されていないため、加重平均方式導入の検討は時期尚早と考えます。</p> <p>なお、加重平均方式の導入の検討にあたっては、接続機能が異なるものに対し、それぞれどのように費用、需要を加重平均するのか等の課題があることから、慎重な検討が必要であり、さらに、実際費用方式では、LRIC方式とは異なり、客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除ができないことから、非効率性に伴い発生する費用まで接続料で負担することにならないよう、PSTN、NGNともにLRIC方式で接続料を算定した上で、加重平均すべきと考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	○ 考え方6-1のとおり。	なし
意見6-3 加重平均方式は、PSTNに係る需要の急激な減少やマイグレーションの実施等の課題に対する本質的な解決策ではない。NGNを含めたIP-LRICモデルを適用すべき。	考え方6-3	
○ 加重平均方式は、導入を要望する事業者もなく、見かけの数値が変わるだけであり、PSTNに係る需要の急激な減少やマイグレーションの実施等の課題に	○ 考え方6-1のとおり。	なし

<p>対する本質的な解決策ではありません。この課題を解決するためには、音声サービスが PSTN 及び IP 網の2つのネットワークで提供されていることに起因する非効率性を排除することが必要であり、NGN を含めた IP-LRIC モデルを適用すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>		
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第7章 平成28年度以降の接続料算定方式の適用期間

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見7-1 接続料算定方式の適用期間は3年間で標準的と考えるが、PSTNマイグレーションの進展、接続料の推移に応じて、速やかに適用期間を短縮できる柔軟性が必要。</p>	<p>考え方7-1</p>	
<p>○ 接続料算定方式の適用期間は3年間で標準的と考えますが、PSTNマイグレーションの進展、接続料の推移に応じて、速やかに適用期間を短縮できる柔軟性が必要と考えます。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)</p>	<p>○ 答申(案)に示したとおり、制度の安定性を確保する観点や、接続事業者における事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点から、算定方式の頻繁な変更は、必ずしも好ましくなく、その適用期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とすることが適当である。</p> <p>ただし、IP 網への移行の進展等により、改良モデルの適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である。</p>	<p>なし</p>
<p>意見7-2 改良モデルの適用期間中に、接続料水準の急激な上昇等の環境変化が起こることが明らかになった場合は、改良モデルへの追加的補正や、次期モデルの検討及び前倒しでの適用等の柔軟かつ迅速な対応を取ることが必要。</p>	<p>考え方7-2</p>	
<p>○ 平成28年度から平成30年度までの改良モデルの適用期間中に、接続料水準の急激な上昇等の環境変化が起こることが明らかになった場合は、ユーザー利便を損なわないよう、改良モデルへの追加的補正や、次期モデルの検討及び前倒しでの適用等の、柔軟かつ迅速な対応を取ることが必要と考えます。</p> <p>(KDDI株式会社)</p>	<p>○ 考え方7-1のとおり。</p>	<p>なし</p>

意見7-3 長期増分費用モデルを適用する場合の改良モデルの適用期間は、3年以上の長期にすべき。	考え方7-3	
<p>○ 本来、実際費用方式へ直ちに移行すべきと考えますが、次期見直し後に実績原価方式に移行することを前提に、当面は改良モデルを適用するとした場合の適用期間については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業運営の中期的な展望・予見性を確保する観点から算定方法の頻繁な変更は好ましくないこと ・ PSTNは当面存続することから、その間3年程度、改良モデルを適用しても問題は生じないこと <p>から、長期増分費用モデルを適用するとした場合の改良モデルの適用期間は、3年以上の長期にすべきと考えます。</p> <p>(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)</p>	○ 考え方7-1のとおり。	なし
意見7-4 改良モデルの適用期間は基本的に2年間とすべき。	考え方7-4	
<p>○ 0AB～J-IP 電話の契約数が固定電話契約数を逆転する転換期においては、急激な環境変化が起こる可能性があります。実際に平成 27 年 3 月末時点で固定電話の契約数 5,619 万のうち、IP 電話は 2,846 万となり(※)IP 電話の契約数が半数を超え、これまでの推移を踏まえると IP 電話契約数の増加は今後も続く見込みです。このような環境変化に柔軟に対応できるよう、仮に平成 28 年度以降に改良モデルを採用する場合、改良モデルの適用期間は基本的に 2 年間とすべきと考えます。改良モデルの適用期間を可能な限り短くし、次々期モデルを前倒し IP-LRIC モデルを適用すべく早期に検討着手することが必要と考えます。</p> <p>※出典 電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成 26 年度第 4 四半期(3 月末)) (平成 27 年 6 月 23 日) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000092.html (ソフトバンク株式会社)</p>	○ 考え方7-1のとおり。	なし

第8章 今後の接続料算定の在り方

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見8-1 次々期の接続料算定方式を検討するに当たっては、固定電話網に加えて携帯電話網に対するLRIC方式の導入、また接続料算定方式の考え方としてビル&キープ導入も検討していくことに対して賛同。	考え方8-1	
○ 次々期の接続料算定方式を検討するに当たっては、諸外国の接続料算定方式も参考にし、固定電話網に加えて携帯電話網に対するLRIC方式の導入、また接続料算定方式の考え方としてビル&キープ導入も検討していくことに対して賛同いたします。 (フュージョン・コミュニケーションズ株式会社)	○ 賛同の御意見として承る。	なし
意見8-2 NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ているとされたことは適切。PSTNに係る接続料規制を撤廃されたい。	考え方8-2	
○ 「加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP電話や携帯電話の契約数は増加傾向にあり、PSTNを取り巻く環境は、大きな変化の時期にある。」「電気通信分野における競争の中心が固定電話から携帯電話に移行し、また、固定電話・携帯電話を問わずネットワークのIP化が進んできていることを踏まえれば、NTT東西のPSTNを含めた固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。」とされたことは適切であると考えます。 今後も、PSTNに係る市場規模はますます縮小し、PSTNの接続料水準が情報通信市場全体に与える影響や重要性は一層小さくなっていくものと想定されることから、当社としては、PSTNに係る接続料規制を撤廃していただきたいと考えます。 (東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社)	○ 答申(案)に示したとおり、今後の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方を検討するためには、諸外国の接続料算定方式を参考としつつ、固定電話網及び携帯電話網にビル&キープ方式や長期増分方式を導入することについても検討するなど、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当である。	なし
意見8-3 IP-LRICモデルの検討を優先的に進めるべき。一方、ビル&キープ方式は、慎重に検討する必要がある。	考え方8-3	
○ 音声通信に係る接続料制度全体の在り方の検討を進めるに当たっては、	○ 考え方8-2のとおり。	なし

<p>PSTNに適用される次期LRICモデルの適用期間が平成28年度から平成30年度までの3年間とされていること、またIP-LRICモデルはアンバンドル機能の一部(中継伝送専用機能等)が算定できない等の課題やNGNを含めて算定対象とするか等、検討課題が既に明確となっていることから、IP-LRICモデルの検討を優先的に進めるべきと考えます。</p> <p>一方、ビル&キープ方式は、第12回情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会基本政策委員会(平成26年7月18日)資料12-3_P.11にもある通り、主要国でも米国のみに限られる等、導入事例も非常に少ないものです。また、事業者間の取り決めに関する事項だけではなく、利用者の料金負担の在り方も含め日本の通信制度全体を大きく変える可能性があります。例えば、通信の発側の事業者が着側の事業者のネットワークを含めてエンドエンド料金を設定し、接続料については互いに支払わないという形態のビル&キープ方式は、中継事業者がネットワークコストの回収が困難となる可能性があり、接続通話における発信と着信のトラヒックアンバランスが生じる場合の公平なコスト負担の在り方や、固定ネットワーク・携帯ネットワーク等の異なるネットワーク間での整備コストの差異等、これ以外にも様々な検討課題があると想定されることから、時間をかけて慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>また、答申(案)に示したとおり、IPモデルの検討に当たっては、事業者のIP網への移行の進展状況を踏まえ、算定対象とすべき設備範囲、モデル化に当たって考慮すべきサービス・機能及びモデルの精緻化の程度など、モデル構築の前提条件を整理しつつ、検討を行うことが適当である。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

その他

意見	考え方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見9-1 接続料2000円ではなく1000円にすべき。	考え方9-1	
<p>○ 私は接続料2000円ではなく1000円にすべきと思います。利用者が増えないのは料金が高いのが原因だと思います。今のインターネット料金は高いです。高齢者の利用者が少ないのも料金が原因だと思います。それでなくとも高齢者は年金生活で大変です。多い年金をもらっている人もいれば少ない年金で生活している人が多数です。若い人でも給料が少ない人が多い今の世の中インターネット料金が高かったら契約する人は少数です。ましてや今スマートフォンがあるのに固定のインターネット料金が高ければそのスマートフォンで済ませると思いま</p>	<p>○ 今回の意見募集の直接の対象ではなく、今後の参考として承る。</p>	なし

<p>す。たしかに今のスマートフォンは7GBの速度制限がありますからそれが嫌な人は固定のインターネット回線を契約すると思います。私は孫からインターネットの使用料を聞きましたが高いと思いましたね。普及をさせるには料金をもっと下げるべきです。</p> <p>(個人)</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--